

健全化判断比率・資金不足比率の報告について

－ 令和3年度 －

1. 健全化判断比率・資金不足比率総括表	1
2. 実質赤字比率・連結実質赤字比率の状況	2
3. 実質公債費比率の状況	3
4. 将来負担比率の状況	4
5. 下水道事業会計資金不足比率の状況	5
6. 病院事業会計資金不足比率の状況	6

阪南市

令和4年9月

1. 令和3年度 健全化判断比率・資金不足比率総括表

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	7.4	43.7
早期健全化基準 (13.10)	(18.10)	(25.0)	(350.0)
財政再生基準 (20.00)	(30.00)	(35.0)	—

(参考値)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和 2年度	—	—	7.4	59.3
令和 元年度	—	—	7.4	76.2
平成 30年度	—	—	6.8	84.8

(2) 下水道事業会計資金不足比率

(参考値)

(単位：%)

資金不足比率	令和 2年度	令和 元年度	平成 30年度
—	—	—	—
経営健全化基準 (20.0)			

(3) 病院事業会計資金不足比率

(参考値)

(単位：%)

資金不足比率	令和 2年度	令和 元年度	平成 30年度
—	—	—	—
経営健全化基準 (20.0)			

2. 令和3年度 実質赤字比率・連結実質赤字比率の状況

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	419,538	3.6
小 計		419,538	3.6
標準財政規模		11,620,178	100.0
実質赤字比率 (%)		-3.61	※

会 計 名		実質収支額	(分母比)
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	110,951	1.0
	介護保険特別会計	246,786	2.1
	後期高齢者医療特別会計	31,511	0.3

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)	
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	病院事業会計	169,507 1.5	
		下水道事業会計	85,446 0.7	
	宅 地 造 成 事 業			
合 計		1,063,739	9.2	
標準財政規模(再掲)		11,620,178	100.0	
連結実質赤字比率 (%)		-9.15	※	

3. 令和3年度 実質公債費の状況

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(3①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(3①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額(3③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	災害復旧費等に係る基準財政需要額	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)
令和元年度	1,860,416			469,969	199,662		121	241,325	203,091	1,196,974	39,321
令和2年度	1,670,143			446,038	191,623			225,833	138,170	1,195,994	38,542
令和3年度	1,540,921			446,724	191,889			256,769	101,032	1,136,178	38,803

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
令和元年度	6,154,609	4,340,722	557,436
令和2年度	6,378,676	4,383,665	552,186
令和3年度	6,174,702	4,768,240	677,236

⑮
地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率(単年度)
令和元年度	8.83619
令和2年度	7.13416
令和3年度	6.25234

実質公債費比率(3カ年平均)
7.4

(参考)

	⑥の内訳								
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国土土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)
令和元年度									
令和2年度									
令和3年度									

4. 令和3年度 将来負担比率の状況

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額					連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
15,692,654	0	4,960,616	748,095	3,219,185	0	0	0	0	0	0	0

(分母比) 152 48 7 31

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
4,253,524	2,200,620	2,200,620	13,643,305

(分母比) 41 21 21 132

将来負担額 A	—	充当可能財源等 B	—	A - B	—	将来負担比率 (%)
24,620,550	238	20,097,449	194	4,523,101	44	43.7
=						
標準財政規模 C	—	算入公債費等の額 D	—	C - D	—	
11,620,178	112	1,276,013	12	10,344,165	100	

5. 令和3年度 下水道事業会計資金不足比率の状況

標準財政規模 (x)	11,620,178
------------	------------

(単位:千円)

	特別会計名	(1) a-b-c (-d)				(2) 算入地方債	(3) e-f-g-i				(4) 地方債残高	(5) 長期借入金
		流動負債 a	控除企業債等 b	控除額 c	土地前受金 d		流動資産 e	控除財源 f	控除額 g	土地評価差額 i		
法適用企業	宅 地 造 成 事 業 以 外	下水道事業会計	57,106	650,705	593,599	/	0	142,552	142,552	/	/	/
	宅 地 造 成											

※(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。

	特別会計名	(6)令3条1項の額 ・令4条の額 (1)+(2)-(3)	(7)解消可能 資金不足額	(8)資金不足額 ・剰余額 ※ (6)-(7)	(9)企業ごとの 資金不足額 ・剰余額※	(10)		(11) 資本+負債 宅造のみ	(12) 事業の規模	資金不足比率 ((9)/(12)、%)	繰越欠損金	標準財政規模比 ((8)/(x)、%)	
						営業収益の額- 受託工事収益の額	うち指定管理 者利用料金						
法適用企業	宅 地 造 成 事 業 以 外	下水道事業会計	-85,446	0	85,446	-	410,154	0	/	410,154	-	2,657	0.7
	宅 地 造 成												

6. 令和3年度 病院事業会計資金不足比率の状況

標準財政規模 (x)	11,314,527
------------	------------

(単位:千円)

	特別会計名	(1) a-b-c-d (-e)					(2) 算入地方債	(3) e-f-g-h				(4) 地方債残高	(5) 長期借入金	
		流動負債 a	控除企業債等 b	控除未払金等 c	控除額 d	土地前受金 e		流動資産 e	控除財源 f	控除額 g	土地評価差額 h			
法適用企業 宅地造成事業以外 宅地造成	病院事業会計	5,216	115,993	110,777				174,723	174,723					

※(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。

	特別会計名	(6)令3条1項の額 ・令4条の額 (1)+(2)-(3)	(7)解消可能 資金不足額	(8)資金不足額 ・剰余額 ※ (6)-(7)	(9)企業ごとの 資金不足額 ・剰余額 ※	(10) 営業収益の額 - 受託工事収益の額		(11) 資本+負債 宅造のみ	(12) 事業の規模	資金不足比率 ((9)/(12)、%)	繰越欠損金	標準財政規模比 ((8)/(x)、%)
							うち指定管理者 利用料金					
法適用企業 宅地造成事業以外 宅地造成	病院事業会計	-169,507		169,507	-	9,686	9,686		9,686	-	4,100,223	1.5